

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年11月1日	アートバンライン株式会社 (法人番号5120901015088) 代表者寺田寿男	大阪府大阪市中央区 城見1丁目2番27号	此花	大阪府大阪市此花区 北港白津2丁目5-33	輸送施設の使用停止 (10日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和3年7月6日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の実施違反【未実施】及び【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】及び【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	1	1
令和3年11月1日	株式会社東徳運輸(法人番号6122001009218)代表者松澤憲司	大阪府東大阪市布市 町3丁目4番1号	本社	大阪府東大阪市布市 町3丁目4番1号	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和3年4月23日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	5	5
令和3年11月2日	だるま運輸株式会社(法人番号4120001152799)代表者河村敏之	大阪府交野市私部7丁目2141番地1	本社	大阪府交野市私部7-2141-1	輸送施設の使用停止 (100日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和3年5月11日及び同年5月24日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	10	10

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年11月9日	有限会社財本建材(法人番号9150002000784)代表者財本一郎	奈良県奈良市東九条町256-6	本社	奈良県奈良市東九条町256-4	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年4月6日及び同年6月18日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(4)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	2	2
令和3年11月9日	西辻健一	奈良県橿原市光陽町55の9	本社	奈良県橿原市光陽町55番地9	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年3月1日及び同年3月24日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)、(4)点検整備記録簿等の記載違反等【未記載】(安全規則第3条の2、車両法第49条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)(7)点呼の実施違反【未実施】及び【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(8)点呼の記録違反【記録】(安全規則第7条第5項)、(9)(10)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(11)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	9	9
令和3年11月9日	株式会社丸麦運輸(法人番号1120001028192)代表者麦踏勝吉	大阪府大阪市大正区三軒家東5-3-17	本社	大阪府大阪市大正区三軒家東5-3-17	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年6月16日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(4)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反【未届出】(貨物自動車運送事業法第24条)	3	3

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年11月15日	出水運輸センター株式会社 (法人番号7340001011708) 代表者菊池寅峰	鹿児島県出水市野田 町下名3348-2	大阪	大阪府摂津市鳥飼本 町2-4-9	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第9条第1項	令和3年6月2日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計 画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力 違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1 項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動 車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」 の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違 反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4) 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者 に対して行う指導及び監督の指針」による運転者 に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則 第10条第1項)	4	4
令和3年11月18日	株式会社栄信運輸(法人番 号8160002004777)代表者宮 越一磨	滋賀県大津市大平一 丁目10-4	本社	滋賀県大津市大平一 丁目10-4	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和3年8月4日、法令違反の疑いがあることを端緒 に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物 自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務 時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」と いう)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】 (安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違 反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、 (4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第 9条)、(5)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規 則第9条の3第1項～第3項)、(6)運転者台帳【記載 事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)	0	0
令和3年11月25日	株式会社翔栄通商(法人番 号1180001068316)代表者柴 田純一	愛知県岩倉市北島町 18番地	大阪	大阪府吹田市南金田2 丁目17-7	輸送施設の使用停止 (40日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和3年3月16日及び同年3月23日、公安委員会か らの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認めら れた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未 実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)(4)点呼 の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全 規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事 項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行指示書【記 載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項～第3 項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の 運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下 「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び 監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、 (8)指導監督告示による運転者に対する特別な指 導及び運転適性診断受診義務違反【大部分不適 切】(安全規則第10条第2項)	4	4

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年11月25日	株式会社池本EXPRESS (法人番号7160001006255) 代表者池本瑞樹	滋賀県甲賀市土山町 北土山2754番地	本店	滋賀県甲賀市土山町 北土山2754番地	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和3年6月7日、公安委員会からの通報を端緒に 監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点検整備 違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、 道路運送車両法第48条)、(2)整備管理者の研修受 講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、 (3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1 項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不 備】(安全規則第7条第5項)、(5)運行記録計による 記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運転者台帳 【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、 (7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運 転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転 者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務 違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条 第2項)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全 規則第23条第1項)	5	5
令和3年11月25日	大和急行運輸株式会社(法 人番号6150001005903)代表 者林洋史	奈良県大和郡山市横 田町85-1	本社	奈良県大和郡山市横 田町字道ノ間78-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和3年10月14日、関係機関からの情報を端緒に 監査を実施。2件の違反が認められた。(1)「貨物自 動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時 間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3 条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則 第7条第1項～第3項)	0	0
令和3年11月30日	有限会社モモト(法人番号 2120102013753)代表者田河 博	大阪府堺市中区深井 畑山町243-19	堺	大阪府堺市中区深井 畑山町243番地19	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定 に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内に3 件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0